階段等における開口部等の制限について

階段等の種別ごとに設置が可能な開口部等の制限については, 次の表のとおりとする。

H28.3

開口部等の種類 階段等の種別	居室,住 戸,廊下, ホール等の 出入口の 扉	倉庫,便 所,湯沸 室等の出 入口の扉	パイプシャ フト(PS) 等の扉	屋内消火 栓等の消 火設備の 設置	給湯器の 設置	換気窓, 換気口	排煙窓, 排煙口
直通階段(令第120条)	0	0	0	0	×	△ * 1	△ * 1
同上階段の正面2mの範囲(*2) (竪穴区画となる直通階段の場合も 同様)	0	0	0	0	△ * 3	0	0
竪穴区画となる直通階段 (令第112条9項, 令第120条)	△ * 4	△ *4	△ * 4	0	×	△ *1, 4	×
同上階段室の外壁の開口部又は 開放部から90cm以内の部分	△ * 5	△ * 5	△ * 5	0	0	△ * 5	△ * 5
同上階段で階段室型共同住宅の 場合	△ * 4	△ * 4	△ *4又は *7	0	×	△ *1, 4	×
避難上有効なバルコニー, 屋外通路 等(令第121条)	△ * 5	△ * 5	△ * 5	0	×	△ * 1, 5	△ *1, 5
同上バルコニー等から2m以内の 部分	△ * 5	△ * 5	△ * 5	0	0	△ * 5	△ * 5
屋内避難階段(令第123条第1項)	△ * 4	×	△ * 6	0	×	×	×
同上階段室の外壁の開口部から 90cm以内の部分	×	×	△ * 6	0	×	×	×
同上階段で階段室型共同住宅の 場合(屋外避難階段の場合も同様)	△ * 4	×	△ *4又は *7	0	×	×	×
屋外避難階段(令第123条第2項)	△ * 4	×	△ * 6	0	×	×	×
同上階段から2m以内の部分	×	×	△ * 6	0	△ * 3	×	×
特別避難階段(令第123条第3項)	×	×	×	×	×	×	×
同上付室又はバルコニー	△ * 8	×	×	×	×	×	×
同上付室又はバルコニーの開口部 から90cm以内の部分	×	×	×	×	×	×	×
非常用エレベーターの乗降ロビー (令第129条の13の3)	△ * 8	×	×	0	×	×	×

【凡例】 ○ : 可 , △ : 一部可 , × : 不可

- *1 不可ではないが、避難上支障となる恐れがあり、望ましくないので避けること。
- *2 「ガス機器の設置基準及び実務指針」(第8版平成26年版)P314~ による。
- *3 扉内設置形又はパイプシャフト内設置(FF式)の給湯器に限る。(同上参照)
- *4 令第112条第14項第2号に規定する構造の(特定)防火設備に限る。
- *5 法第2条第9号の2口に規定する防火設備に限る。
- *6 ガス管及び配電管を除く給配水管等のみが設置されているPS等が,階段以外の部分と各階において耐火構造の床・壁で区画されており,常時施錠状態にある鋼製の戸に限る。
- *7 「避難階段に設ける設備用の開口部の取扱い」による。
- *8 令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備に限る。